

令和6年度 教育研究助成事業における募集要項等の「Q & A」について

1 募集要項等について

Q 1 : 募集要項等の内容は、どのようにして決定されたのですか。

A 1 : ①公益財団法人として実施している教育研究助成事業において、より一層の公益性等を確保するために、募集要項等の内容が決定されました。
②募集要項等における申請、選考、決定、贈呈及び報告等の手続きの明確化・公正化等の内容が記載されております。
③令和4年度からは教育関係団体等のご理解とご協力をいただき、同様の趣旨での募集要項等を作成しております。

2 助成申請書について

Q 2 : 助成申請書については、どのように作成したらよいですか。

A 2 : 助成申請書（記入の際の注意事項）を参考にしてください。

Q 3 : 申請した金額を超えるような決定の可能性はあるのでしょうか。

A 3 : 各学校等では「活動計画書」での実践計画を予定して、それに必要な経費等を見積もって「申請金額」を出されていると考えます。選考委員会では学校の考える実践計画と申請金額の合理性や必要性等を審査します。その結果、残念ながら決定する金額が申請金額を下回ることはありますが、超えることはありません。

Q 4 : 「助成金の使途」については、実践計画の具体化や申請期限までの時間的な課題等があります。どの程度まで詳細に記入したらよいですか。

A 4 : 申請に向けての4～5月における学校現場では、様々な課題等があると認識していますので、書類等の作成に当たりましては可能な限りでのご協力をお願いします。
※積算根拠（税込単価・数量等）について、調査に時間がかかる場合は、記載不要です。
また、助成対象とならない経費がありますので、「募集要項の9（2）助成の対象とならない経費」を参考にしてください。

3 活動計画書について

Q 5 : 助成申請書・活動計画書については、どのように作成したらよいですか。

A 5 : 活動計画書については、募集要項の「記入例」、「教育研究助成事業に関する選考基準・審査基準について」を基に作成ください。

助成申請書、活動計画書の内容について、上記基準を基に審査し、助成額を決定します。

4 活動成果報告書について

Q 6 : 活動成果報告書については、どのように作成したらよいですか。

A 6 : 活動成果報告書の作成は、【記入例】を参考してください。

Q 7 : 助成申請書や活動計画書と活動成果報告書の内容が異なってもいいでしょうか。

A 7 : 助成金の決定金額によって研究内容等の変更があると思いますので、活動成果報告書の内容は当初の申請書等と異なってしまうことはあると考えますが、研究題目（テーマ）は変更しないでください。

Q 8 : 「助成金の使途」については、どのように記入したらよいですか。

A 8 : 贈呈した助成金で購入（支払）した物品等について、内訳で記入していただきます。その際、記入した金額の合計は贈呈した助成金額と同額、または超えるようにお願いします。

5 その他留意事項等について

Q 9 : 申請等に当たり不明な点については、どのように対応したらよいですか。

A 9 : 申請等に当たりご質問等がありましたら、ご遠慮なく当支部までお問い合わせください。

問い合わせ先 電話：048-822-7554（直通）

教育振興・福祉課（佐藤、須賀、杉山、竹尾、西岡）